



育児休業給付金

雇用保険の育児休業給付制度が平成22年4月1日に改正され、「育児休業給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」を統合されました。これにより、「育児休業給付金」として、全額育児休業中に支給されることとなります。対象は、平成22年4月1日以降育児休業を開始された方です。

また、平成22年6月30日より、次の二つの制度が施行されました。

「パパ・ママ育休プラス制度」の利用により育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たすと、子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、1年まで育児休業給付金が支給されます。

配偶者の出産後8週間以内の期間に、父親が育児休業を取得した場合には、育児休業の再度取得が可能となり、一定の要件を満たすと育児休業給付金が支給されます。

受給資格

育児休業給付金は、雇用保険の被保険者が1歳（支給対象期間の延長に該当する場合は、1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上ある月が12月以上あれば、受給資格の確認を受けることができます。

目安としては、週3日以上勤務する方が対象となります。

支給要件

- ・ 育児休業期間中の各1か月に、休業開始前の1か月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと
- ・ 休業している日数が各支給対象期間に20日以上あること

支給額（支給対象期間（1か月）当たり）

$$\text{賃金日額} \times \text{支給日数} (30 \text{日}) \times 40\% \quad (\text{当分の間は} 50\%)$$

休業終了日の属する支給対象期間は、その日数

- ・ 「賃金日額」は、育児休業開始前6か月の賃金を180で除した額。ただし、この額に30日を乗じた「賃金月額」が419,400円を超える場合は、419,400円となる。（「賃金月額」が61,500円を下回る場合は、61,500円）育児休業基本給付金の上限額は167,760円（419,400円×40%（当分の間は、50%））となる。
- ・ 各支給対象期間中（1か月）の賃金の額と「賃金日額×支給日数×40%（当分の間は50%）」との合計額が「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときは、当該超えた額が減額されて支給される。

例）育児休業前の1か月当たりの賃金が30万円で10か月間休業した場合

育児休業基本給付金（1か月当たり）・・・30万円×40%=12万円

（当分の間は、30万円×50%=15万円）

手続き

事業主は、被保険者が休業を開始したときは、休業を開始した日の翌日から10日以内に、「休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」を管轄ハローワークに提出します。

- ・ 育児休業給付金・・・2か月に1回申請します。

添付書類として、賃金台帳、出勤簿、母子健康手帳が必要です。

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸屋町2-10-10 パークビル3階 TEL03-5651-0407 FAX03-5651-0408

E-mail:info@kirin-office.com URL:<http://www.kirin-office.com/>（「農業労務管理COM」<http://www.nogyo-roumu.com/>）